

果樹栽培における新規就農の現状 Current status of new farmers in fruit cultivation

○長瀬 督哉*・橋本 健吾**・松村 寛一郎***

Tokuya Nagase *・Kengo Hashimoto**・Kanichiro Matsumura***

1. はじめに

北海道における果樹農業は、明治初期に七飯町で導入されて以来約 150 年に及ぶ期間を経て道央、道南を中心として多くの地域に広がり、北海道の農業・農村での振興において重要な役割を担ってきた。

北海道後志管内にある A 郡 B 町は、積丹半島の基部に位置する人口 18,000 人の町である。B 町は農業、漁業共に盛んであり農業においては果樹栽培が盛んであり、果樹栽培は道内でも屈指の果樹生産量を誇るほどの生産地である。果樹栽培に適した北海道では比較的温暖な気候であり B 町では主にりんご、生食用ぶどう、醸造用ぶどう、桜桃、梨、プルーン、生食用桃、すもも、梅を栽培している。醸造用ぶどうは、栽培面積では約 3 割、生産量では約 5 割と道内有数であり、北海道では初のワイン特区に認定されている。ワイン特区に認定されたことから、通常よりも少量での製造数量でワインの製造免許を取得出来るようになったことからワイナリーの増加に伴う醸造用ぶどう生産がさらに盛んになっている。近年では新規参入による醸造用ぶどう栽培が盛んになってきており、B 町がある後志管内では新規就農者数が増えている。

本稿では、B 町の醸造用ぶどう栽培の新規参入に関する現状と課題を整理し、新規就農者に際し必要条件について考察した結果について報告する。

2. 北海道 A 郡 B 町の現状

対象自治体の人口と面積を表-1 に示す。

表-1 対象自治体の人口と耕地面積

総人口	耕地面積	ぶどう栽培面積	備考
18,000 人	1,420ha	328ha	

※令和 2 年国税調査より

2.1 地域の概要と新規就農

(1) 地域の概要

北海道後志振興局の所在地であり、基幹産業は農業、漁業である。2022 年の年平均気温は約 9℃、4 月から 10 月までの平均気温は約 15℃、降水量は 633 mm、年最低気温 -14.9℃となっている(6.気象庁, 2023)。これは、北海道が出している北海道果樹農業振興計画における栽培に適した自然的条件を満たした基準であり、北海道での栽培面積約 8 割を占めるりんご、ぶどう、桜桃の栽培条件を満たしている。

表-2 2022 年の月別平均気温

2022年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温(℃)	-3.8	-3.2	1.9	8.1	13.6	16.2	21.6	21.6	18.1	10.9	5.9	-2.3

表-3 B 町での新規就農者数

(2) 醸造用ブドウ栽培

平成 25 年から令和 4 年度までの B 町の新規就農者数を表-3 に示す。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	計
就農	11	5	4	5	8	9	14	7	14	7	84
内ワイン	2	3	3	4	3	3	5	2	4	1	30
町内	3	3	0	2	1	3	10	2	3	4	31
道内から	6	1	2	2	3	3	2	3	7	3	32
道外から	2	1	2	1	4	3	2	2	4	0	21

* 内外エンジニアリング 株式会社 Naigai Engineering Co., Ltd.

** 東京農業大学生物産業学部 2024 年卒 現漁師 Faculty of Bioindustry, Tokyo University of Agriculture *** 金城大学 kinjo University

キーワード：農村振興，社会計画，生活施設

道外からも含め毎年一定数の新規就農があり、この十年間の離農者はわずかである。

2.2 新規就農制度の概要

B町の新規就農希望者に対し、円滑な就農に必要な生産技術や経営管理能力等を習得させるため2年間の研修制度を設けている。農業研修事業の実施要領の概要は以下のとおりである。

- ・就農予定時に49歳以下の者であること。
- ・認定新規就農者になることが確実な者。
- ・概ね2年以内の研修を町内の農家で受けること。

3. 新規就農制度の現状と課題

3.1 制度の現状

B町で農業研修制度を活用し、新規就農しワイナリーを開設しているD氏に聞き取り調査を実施し、B町新規就農に関する現状を整理した。

- ・新規就農に関しては自己資金が必要であること。D氏の場合は自己資金150万円に加え、就農準備資金として150万円/年の助成金を2年間受け取っている。
- ・果樹栽培における自己資金平均額は412万円であり、自己資金が少ないと余裕のある就農計画が立てにくい。
- ・就農時に農地の買取り取得、農業機械の費用、苗や農薬などのその他費用が必要となり、新規就農者には負担が大きい。

3.2 新規就農の課題

B町で果樹栽培農家に聞き取り調査を行ったところ、B町での新規就農者について3つの問題点を指摘された。

- ・1点目は研修等で栽培技術を学ばずにいることでの技術不足
- ・2点目は、技術不足の中で有機栽培に拘ること
- ・3点目は新規就農者と先進農家間での壁があることである

1点目の技術を学ばないことで品質のばらつきなどが出ている。2点目の問題として、有機栽培にすることで付加価値が付くことから単価が約5倍などになることや理想とするワインを製造出来るようになるが、基本技術が不足していることで収穫したぶどうが低品質になってしまっている。又、有機栽培をする新規参入が多くなっていることから有機栽培をしていない先進農家との方向性の違いなどから壁が出来てしまっているという3点目の問題に繋がっている。このような問題解決のためには、町が提示するプログラムに沿った研修を受けた上で就農することは唯一の解決策ではないかと考える。また、研修を通じてできた農家との交流を活かして就農後の先進農家とのコミュニケーションの場を積み上げていくことが必要であると考えられる。

4. おわりに

新規就農者は多いが、その中で離農する人が少ない理由として、B町が小樽や札幌などの都市圏にも近く、暮らしやすく、農業がしやすい場所であることが大きな要因であると考えられる。

参考文献（または引用文献）

認定新規就農制度：認定新規就農制度について 農林水産省ホームページ 2023年4月2日アクセス https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html